

令和2年7月17日実施の宅地建物取引士法定講習を受講される方へ

一般社団法人 全国住宅産業協会
TEL 03-3511-0611

宅地建物取引士に対する法定講習における新型コロナウイルス感染症への対応について

国土交通省は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、宅地建物取引士に対する法定講習について、当面の間、教材を配付し、自宅学習及び効果測定により法定講習を行うこととする方針を示し、告示を改正しました。

つきましては、この方針及び告示を踏まえ、**7月17日は通常の講習は実施せず、自宅学習とし、以下の要領で取引士証を交付します。**

①テキスト

②ケーススタディ

③学習報告書・確認テスト

④返信用レターパック

教材等の郵送による受取り

(ご自宅に郵送します。)



自宅学習

(教材の熟読後、確認テストを実施し、学習報告書に記入をお願いします。)



以下①～③を当協会に返信

①学習報告書

②確認テスト

③現在お持ちの取引士証(期限切れを含む)

上記到着後、7月17日以降に新宅地建物取引士証をレターパックにて郵送いたします。